



赤い羽根
福祉基金

中央共同募金会は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」

2022 年度新規事業助成 応募要項

1. 趣 旨

現在、さまざまな生活課題を抱え、支援を必要としている人々が増加しつつあります。人々の暮らしや社会構造の変化に伴い、ひきこもりなど本人や家族の社会的孤立、ダブルケア、8050 問題など、制度や分野を超えた複合的な課題が浮かびあがっています。

同時に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し、日本各地で困窮や社会的孤立・孤独などさまざま課題が顕在化しましたが、中央共同募金会では「人と人とのつながりを絶やさない」ことを念頭に、地域の福祉活動を支援してきました。そのなかで、虐待が見過ごされたままの子どもたちや、公的支援制度の対象から外れてしまった若者など、家族からの協力を受けられない状態で自立を強いられる事例が多く見られたことから、若者の孤立を防止し、希望を持って生き抜ける社会を実現することが求められています。

そこで、以下に記載する 2 つの助成プログラムにおいて、公的支援制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向けて、先駆的、モデル的で、今後全国または広域的な広がりが期待できる活動を資金面から支援し、誰もが支え・支えられる社会をつくることを目的として、本助成を実施します。

2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成対象団体

- ・ 社会福祉・地域福祉の推進を目的とする非営利の団体（法人格の有無は不問）
- ・ 応募時点で団体が設立されており、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていること（活動年数は不問）
- ・ 活動内容が、特定の宗教や政治思想を広めることを目的とするものでないこと。
- ・ 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成プログラム

・2022年度新規事業の1年間の助成総額は7,500万円を予定しています。

	①生きづらさを抱える若者の 未来創出活動応援助成	② 一般助成
助成上限額	500万円/活動（事業）	1,000万円/活動（事業）
助成対象活動 （事業）	<p>10代後半からおおむね30歳までの生きづらさを抱えた若者が前向きに生きていけるよう支援することを目的とした、以下のいずれかに該当すること</p> <p>Ⅰ. <u>安心できる居場所がない若者に対し、オンラインや対面での居場所を開設または運営する事業・活動</u></p> <p>Ⅱ. <u>自ら声をあげられない若者にアウトリーチし、孤立を防止することを目的とした事業・活動</u></p> <p>Ⅲ. <u>社会経験の少ない若者の自立に向けて、学習や就労の機会を作ったり、自立をめざすための住居等を提供することを目的とした事業・活動</u></p> <p>Ⅳ. <u>地域で若者と共に生きる仕組みをつくるための調査・研究をする事業・活動</u></p> <p>Ⅴ. <u>若者に対する支援を行う団体のネットワークを作るための事業</u></p> <p>Ⅵ. <u>その他、若者が希望を持って生きるために必要と認められる事業・活動</u></p>	<p>生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とした、以下のいずれかに該当すること</p> <p>Ⅰ. <u>直接的な支援事業・活動</u></p> <p>Ⅱ. <u>支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり</u></p> <p>Ⅲ. <u>支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業</u></p>
助成対象活動 （事業）の 必須要素	<p>上記の助成対象活動（事業）について、以下5点の要素を満たす活動(事業)を対象としています。</p> <p>1. <u>公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの</u></p> <p>2. <u>先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的な広がりがある</u></p>	

	<p style="text-align: center;"><u>期待できるもの</u></p> <p>3. <u>社会や当事者のニーズに立ち、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの</u></p> <p>4. <u>従来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの</u></p> <p>5. <u>様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの</u></p>
--	---

5. 助成事業の対象期間

- ・助成事業対象期間は、2022年4月1日から開始するもので、最大3年間（2025年3月31日まで）とします。
 - ・申請時に単年度（2023年3月31日まで）、2か年（2024年3月31日まで）、3か年（2025年3月31日まで）を選択できます。
- ※ただし、複数年度事業として採択された場合でも、1年度ごとに目標の達成度を確認し、継続助成の可否を審査委員会で判断します。

6. 助成対象経費

- ・基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です）。
- 審査の際、以下の項目にあたりと応募書から判断された場合は対象外とします。
- ・行政等の公的財源が見込まれるもの
 - ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
 - ・費用の積算内訳が読み取れないもの
- その他助成対象外となる経費
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
 - ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
 - ・団体や団体役員が所有する拠点や設備の賃借料
 - ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
 - ・助成対象期間外の活動に関する経費
- 人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。
- ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費、弁当代など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外経費といたします。
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。

助成対象外となるもの

○本応募要項の応募趣旨に合わないもの

例)・他機関との連携や協働が行われる活動ではないもの

・従来からある活動で新しい生活様式への対応等新たな要素が全くみられないもの

○経費の妥当性が応募趣旨に合わないもの

例)・拠点整備における設備購入や修繕が主な費用となっているもの

・車両・備品の購入など組織・団体の活動維持費用となっているもの

一般助成では、これまで次のような活動(事業)に対して助成を行っています。応募の際の参考としてください。

I. 直接的な支援事業・活動

- 子どもの貧困への理解を広げつつ、市民による主体的な学習会の開催を促進する活動
- こども食堂の活動を全国に広げ、推進する取り組み
- 夜の街をさまよう10代の女子のための「夜カフェ」を通じた相談活動
- デジタル性被害など心身に深い傷を負っている若い方々に対する相談体制を構築する事業
- 外国にルーツがある家族に対して、日本語教室を介してアウトリーチを行う活動
- 障害者の地域就労の機会開発に向けた羽毛リサイクルシステムの構築
- 高校中退防止と困窮孤立する子供への居住就労生活の総合支援事業
- 学校における高度な医療的ケアを担う看護師ネットワーク構築事業
- 24時間365日、年齢や性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談事業
- 精神疾患をもつ親とその子どもをまるごと支援するためのネットワーク構築事業

II. 支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり

- 摂食障害者のピアサポートグループによる支え合いを支援するネットワーク形成事業
- 重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する重症児デイサービスの全国ネットワーク形成事業
- ひきこもり当事者の社会参加と地域福祉の推進のための対話交流会の全国展開事業
- 認知症の本人が参画し共に生きる地域を創る希望のリレー推進事業
- ひとり親家庭が確かな情報を得て孤立を防止するための相談応援ナビ作成とひとり親交流事業のネットワーク全国展開事業
- 加害者家族の社会的孤立を防ぐための全国支援ネットワーク構築事業
- 地域の空き家をワンストップで福祉拠点として活用できるものにするための仕組みづくり事業
- 災害時における民間ネットワーク構築及び支援体制のノウハウ移転キャラバン事業
- 外国人母子の健康を守るための切れ目ない包括的な支援体制事業

III. 支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業

- 社会的養護施設等退所児童等支援におけるネットワーク構築モデル事業
- 精神障害者が地域で自立生活を継続するための支援方法の実践研究活動
- 救護施設における精神障害者の地域移行と自立生活の継続支援に向けた実践研究
- 滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業

- 身元保証がない患者が安心して医療を受けられるような体制構築研究事業
- 再犯防止の効果的取り組みを全国に波及させるための調査研究
- 地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基礎構築事業
- 質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業
- 大規模災害における全国域の中間支援機能等を検討するための検証事業

※これまでの「助成事業一覧」を、下記の国会ホームページ（赤い羽根福祉基金サイト）でご紹介しておりますので、ご参照ください。〔 <http://www.akaihane.or.jp/kikin/> 〕

7. 審査の基準及び助成の決定

- ・ 本会が設置する審査委員会により、応募内容を審査し、助成決定します。必要に応じて本会よりヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることがあります。
- ・ 審査の結果、応募金額からの減額があります。その際は、支出計画の修正が必要となることがあります。

【審査基準】

1. 事業・活動の目的および内容が、本助成が対象としているものに合致しているか
2. 計画や実行体制などが事業・活動の目的達成に向けて適切か
3. 費用が適切に積算されているか
4. 事業・活動の進捗状況や成果を、広く社会に発信する体制が整えられているか
5. 事業・活動の成果が、新たな価値の創造や公的制度の提案などにつながるものか
6. 応募団体のこれまでの事業・活動実績が、助成実施にあたって適切か
7. 助成終了後の事業継続に向けた計画が適切か

8. 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法・提出書類

- ・ 応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォームに入力いただき、web 応募フォームから以下の A～I までの書類をアップロードして送信してください。（メールや郵送での応募は受け付けません）
- ・ 応募書①と②は、下記サイトよりダウンロードのうえご記入ください。

■ 応募締切日 **2022年1月17日（月）必着**

■ web 応募フォーム URL: <https://www.akaihane.or.jp/news/kikin/23629/>

■ web 応募フォームにアップロードする書類

アップロードする書類	
A	赤い羽根福祉基金 新規助成応募書①（Word）
B	赤い羽根福祉基金 新規助成応募書②（Excel）
C	団体としての規約、会則、定款のいずれか

D	2020年度事業報告書
E	2020年度決算資料（活動計算書/損益計算書又は収支計算書）
F	2021年度事業計画書
G	2021年度収支予算書
H	直近役員名簿
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）

※A・BのPDFファイルによる応募は不可とします。

※新規設立団体はD・Eの提出を不要とします。

※web応募フォームでアップロードできるファイルの容量は1ファイルあたり**2MB**までです。2MBを超えるファイルについては、応募要項記載の問い合わせ先までオンラインストレージ等を利用してEメールで、または、郵送にてお送りください。

(2) 結果通知

- ・助成の可否・助成額は、本会が設置する審査委員会による審査のうえ決定します。
- ・結果は中央共同募金会ホームページで、2022年3月下旬（予定）に公表の上、郵送にてお知らせします。

10. 都道府県共同募金会への情報提供について

- ・共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。
- ・本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

11. 助成決定後のお願い

(1) 成果の発信

- ・本助成は、企業・市民から「赤い羽根福祉基金」へお寄せいただいた寄付金によって行われるもので、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。
- ・そのため、助成決定後は、本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等により発信してください。
- ・また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

(2) 事業説明会への参加と覚書の取り交わしについて

- ・助成決定後、2022年4月にオンラインでの事業説明会を予定しています。
- ・その後、事業実施計画書を提出いただいたうえで、中央共同募金会と「覚書」を取り交

わし、所定の手続きを経て助成を開始します。

(3) 助成金の送金について

- ・助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します（2022 年 5 月を予定）。
- ・2023 年 4 月に活動報告・精算報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

(4) 助成先団体同士の交流会や事業報告会への出席について

- ・本助成では、助成先団体同士の交流会や、寄付者である企業等への報告会を実施しますので、ご参加ください。

(5) 事業報告、決算報告書の提出

- ・助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出ください。報告様式、及び証憑等の保管方法については別途ご案内します。

(6) 複数年度助成の場合の継続審査について

- ・複数年度の助成事業として決定した場合は、2022 年 1 月頃にそれまでの事業成果と次年度以降の事業計画を提出いただき、継続助成の可否を審査委員会で判断します。

12. 問い合わせ先

社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部

赤い羽根福祉基金助成担当宛

電話：03-3581-3846

E-mail：kikin-oubo@c.akaihane.or.jp